

日連3第843号
(業1第60号)
令和3年10月25日

税制審議会会長 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信 一

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について

(諮問の趣旨)

昨年12月に与党が取りまとめた「令和3年度税制改正大綱」では、相続税・贈与税のあり方に関して「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」と題して、高齢化等に伴い高齢世代に偏在している資産について、若年世代への移転を促進するための税制を構築するとともに、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税するという観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、諸外国の制度を参考にしつつ、本格的な検討を進めるとしています。

ここに示された相続税・贈与税のあり方の見直しは、わが国の社会状況からみて重要であると考えられますが、その検討に当たっては、相続税の補完税として位置づけられる贈与税の機能を維持するとともに、格差の固定化を防止して資産の再分配機能を確保するといった資産課税に求められる基本的な機能に留意する必要があります。

また、相続時精算課税制度のあり方やいわゆる累積課税方式の適否のほか、基礎控除額の水準や累進税率構造のあり方など、さまざまな論点から検討する必要があります。

そこで、これら趣旨を踏まえ、相続税・贈与税のあり方につき、どのような税制を構築すべきか、納税者の視点と実務の観点を踏まえて検討していただきたく、貴審議会に諮問します。